

(注) 取扱店は変更がありますので、ご利用前になるべくご確認をお願いいたします。

★インターネットでは、全国の登録店をご覧いただけます。⇒全国すし商生活衛生同業組合連合会HPアドレス <http://sushi-all-japan.com/>
★静岡県船商生活衛生同業組合HPアドレス <http://shizuoka-sushi.jp>

Table with 3 columns: 店名, 電話番号, 住所. (伊東市7店) 0557. 猪戸2 さくら寿司 37-3215...

Table with 3 columns: 店名, 電話番号, 住所. (三島市3店) 055. 広小路町1 藤すし 971-4649...

Table with 3 columns: 店名, 電話番号, 住所. (沼津市9店) 055. 千本港町1 双葉寿司 962-0885...

Table with 3 columns: 店名, 電話番号, 住所. (富士宮市2店) 0544. 朝日町9-6 すし処米津 27-3741...

Table with 3 columns: 店名, 電話番号, 住所. (富士市1店) 0545. 今泉1-8-3 すし 日本料理 52-4105...

Table with 3 columns: 店名, 電話番号, 住所. (静岡市清水区11店) 054. 由比314 井筒屋 375-2039...



贈って喜ばれ! 使って便利!

全国共通すし券

◎すし券ご利用約款

- 第1条(約款の趣旨) 静岡県船商生活衛生同業組合(以下、組合という)は、全国共通すし券(以下、すし券という)をこの約款に従って取扱うものとし、すし券の所有者(以下、お客様という)も、この約款によりご利用いただくものとします。

Table with 3 columns: 店名, 電話番号, 住所. (静岡市葵区 30店) 054. 田町2 寿し幸本店 254-2955...

Table with 3 columns: 店名, 電話番号, 住所. 西千代田玉寿司 245-7539. 横田町4 桜寿し 252-3674...

Table with 3 columns: 店名, 電話番号, 住所. (駿河区 8店) 南町6 入船鮎南店 282-1158...

Table with 3 columns: 店名, 電話番号, 住所. (焼津市11店) 054. 中港4 中港金寿し 627-0933...

Table with 3 columns: 店名, 電話番号, 住所. (藤枝市7店) 054. 藤枝1 山内屋 641-0641...

Table with 3 columns: 店名, 電話番号, 住所. (島田市1店) 0547. 扇町14-4 寿司幸 36-2585

Table with 3 columns: 店名, 電話番号, 住所. (御前崎市1店) 0537. 池新田5799 小松寿し 86-3962

Table with 3 columns: 店名, 電話番号, 住所. (牧之原市2店) 0548. 相良333 大栄館 52-0469...

Table with 3 columns: 店名, 電話番号, 住所. (菊川市1店) 0537. 堀之内1203 清寿し 35-2032

Table with 3 columns: 店名, 電話番号, 住所. (掛川市1店) 0537. 二瀬川1 福田寿し 24-3388

Table with 3 columns: 店名, 電話番号, 住所. (磐田市5店) 0538. 坂上町2403 新角すし 32-2991...

Table with 3 columns: 店名, 電話番号, 住所. (浜松市7店) 053. 元浜町78 美好寿司 471-2384...

Table with 3 columns: 店名, 電話番号, 住所. (湖西市1店) 053. 新居町新居1557 寿司松 594-0055

全国すし組合 他県をご利用の方は、下記にお問い合わせ下さい。

Table with 2 columns: 都道府県, 電話番号. 北海道 011-261-2651. 青森県 017-752-6611...



静岡県船商組合ロゴマーク

■静岡県すし組合の問合先■

静岡県葵区常磐町3丁目3-9 静岡生衛会館3階 054-255-7148 FAX054-251-2240 メール info@shizuoka-sushi.jp

- 2.すし券が、違法または不正に取得されたものであるとき
- 3.すし券が、偽造、変造または不正に作成されたものであるとき

第4条(すし券の紛失) すし券を盗難、紛失などされた場合、再発行はいたしません。

第5条(すし券の有効期限) 有効期限を過ぎたすし券はご利用できなくなりますので、すし券表面の有効期限をご確認いただきますようお願いいたします。

第6条(取扱いの変更) すし券の取扱いについては、この約款を変更する場合、当組合は一定の予告期間を置いて、周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は、変更後の約款を適用いたします。

第7条(事業の廃止) 方が、組合が解散あるいはその他の理由等ですし券事業の継続ができなくなった場合は、その組合の発行したすし券は他都道府県組合加盟店でのご利用ができなくなる場合がございます。